九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

参議院議員定数不均衡訴訟（東京高裁平成22年11月17日判決）

南野，森
九州大学大学院法学研究院 ： 准教授 ： 公法学

https://hdl.handle.net/2324/21920

出版情報：法学教室. 377 (4), 2012-01. 有斐閣
バージョン：
権利関係：

憲法 2

参議院議員定数不均衡訴訟

東京高裁平成22年11月17日判決

平成22年(行ケ)第15号（①事件）・第21号（②事件）選挙無効請求事件

判時2098号24頁（①・②事件），判タ1339号71頁（①事件）・1346号151頁（②事件）

九州大学准教授　**南野　森**

【論点】

参議院（選挙区選出）議員定数配分規定の合憲性。

〔参照条文〕憲14条・15条1項3項・44条ただし書，（平成18年法52号改正〔本件改正という〕後）公選14条・別表第3

【事件の概要】

2010年7月11日実施の第22回参議院議員通常選挙において，当日の選挙区選出議員1人あたりの有権者数の選挙区間の最大較差は，鳥取県選挙区と神奈川県選挙区の5.00倍であった。本件は，いずれも東京都選挙区（鳥取県選挙区との較差は4.37倍）の有権者が，この較差をもたらす公選法の関係規定（本件定数配分規定という）が違憲無効であるとして，東京都選挙区における選挙の無効確認を求めて提起したものである。

【判旨】

〈①は請求棄却（民事11部）。②は請求棄却，ただし東京都選挙区における選挙は違法（民事17部）〉

【両判決共通】 参議院の選挙区選出議員の定数配分規定については，人口変動の結果，「投票価値の著しい不平等状態が生じ，かつ，それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが，国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には，当該議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である」。

【①判決】 2006年の本件改正により，2004年選挙の最大較差5.13倍に比べ本件選挙の最大較差は縮小し，逆転現象もなく，定数是正の経緯や判例を考慮すれば，本件較差は「現時点において，違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態であるとまではいえない」。

仮に著しい不平等状態であるとしても，現行選挙制度を維持する限り較差の大幅な縮小は困難で，改善には高度に政治的な判断と相応の時間を要する。本件改正に至る経緯，2007年選挙後の検討協議の経緯，その過程で本件選挙前の是正を見送り2013年選挙に向け見直しを行うこととなったこと等を考慮すると，「本件選挙までの間に本件定数配分規定を更に改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えたものということもできない」。

【②判決】 参議院選挙について5倍程度の較差を著しい不平等状態とした最高裁判決はないが，それを「許容する趣旨ではなく，国会における較差是正のための努力を評価した上の結論であると解」しうる。参議院は2013年選挙に向け見直しを行うとするが，「従前の経緯を参酌すると甚だ心許ないものであり，実効性のある是正措置を具体的に企図しているとはいえない」。

国会は，1947年の参議院議員選挙法制定時の最大較差2.62倍を「拡大しないように不断に立法上の配慮をすべきであった」。また，最大判1996・9・11民集50巻8号2283頁が較差6.59倍を「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態」としたにもかかわらず，「5倍前後の著しい不平等の状態が事実上固定した観がある」。本件較差は「十数年にわたる投票価値の不平等状態の積み重ねの結果であることを視野に入れると到底看過し得るようなものではなく，国会の裁量権の限界を超えたものというべきであり，既に本件定数配分規定が違憲の瑕疵を帯びていたと判断せざるを得ない」。

【解説】

参議院の定数配分規定の審査基準は，最大判1983・4・27民集37巻3号345頁以降，直近の最大判2009・9・30民集63巻7号1520頁に至る累次の最高裁判決で確立している（その骨子は判旨の【両判決共通】部分）。①・②判決ともにこの基準を用いたにもかかわらず，結論は正反対になった。すなわち，①判決は本件較差を違憲（の問題が生ずる程度の著しい不平等）状態ではないとし，仮に違憲状態であるとしても是正措置を国会が講じていないことがその裁量の限界を超えたとまでは言えないとすることで，いわば二重に合憲のお墨付きを与えたのに対し，②判決は，5倍前後の較差が，参議院についての初の定数是正である1994年改正以降，1996年判決を経てもなお10数年にわたり事実上固定していることを重視し，国会の裁量の限界を超えたと判断した。

このような結論の差は，累次の最高裁判決のどこをどう読むかの差によるものであったと思われる。較差に着目する限り，6.59倍を違憲状態とした1996年判決を除けばこれまでの最高裁判決は5倍を超える較差も合憲としてきたのであるから，たしかに①判決は「オーソドックスな判断をしたものといえる」（判タ1339号72頁）かもしれない。しかし，最大判2004・1・14民集58巻1号56頁の補足意見2や最大判2006・10・4民集60巻8号2696頁の多数意見は，従来の審査基準を維持しつつも，投票価値の平等をより重視すべきであるとか国会の不断の努力が求められるといった指摘をしたうえで，是正措置が適切になされているかをも考慮して定数配分規定の合憲性を判断しており，2009年判決も同様に，4.86倍の較差を本件改正の約1年後に選挙が実施されたことを重視して合憲と判断していることからすると，1996年判決のような違憲状態判決を出す際に用いられた，較差の審査と相当期間の審査という2段階審査の手法は，近年の合憲判決においては用いられておらず，むしろ是正の経緯と較差を総合的に判断して定数配分規定をいわばかろうじて合憲と判断する手法が採用されていることに注目すべきである。このように理解すると，合憲判決であるにもかかわらず2段階審査の枠組みを踏襲するようにみえる①判決よりも，総合的判断の手法で違憲判断を出した②判決のほうが，その手法の面でも，そして実は実質的な判断の面でも，近年の最高裁判決に近いと評価する余地がある（さらに，2009年判決における近藤裁判官の反対意見は，明確に，4.86倍の較差を違憲と判断することが2004年・2006年の両判決と実質的に抵触するものではないとの考えを表明していた）。

本件選挙に関する各地の高裁の諸判決は，2011年12月，一括して大法廷に回付された。実質的には，国会が1996年判決以降，「弥縫策」（2009年判決における田原，近藤，宮川各裁判官の各反対意見）と非難されるような改正しか行わず，4倍超の較差を放置していることに対する厳しい評価が大法廷で示されるであろう。

（みなみの・しげる）